

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助（補助金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

令和元年度（2019年度）に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の実施期間

令和2年（2020年）9月1日から同年12月20日まで

4 監査委員の除斥

鈴木玲央委員は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥となった。

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業等及び所管部課は、次のとおりである。

	対象団体	対象事業等	所管部課
ア	公益社団法人 シルバー人材センター	・ 公益目的事業 ・ 重点推進事業 ・ 法人管理費	福祉部 高齢者いきいき課
イ	はちおうじ健康づくり 推進協議会	・ 健康づくりに関する事業 ・ 広報活動	健康部 健康政策課

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の財政援助団体及び所管部課が令和元年度（2019年度）に実施した財政的援助に係る会計事務その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、実査、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
財政援助団体	所管部課
(1)補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。 (2)補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。 (3)予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 (4)経理規定等の諸規程の整備はなされているか。 (5)会計経理及び財産管理は適正に行われているか。 (6)出納関係帳票の整備、記帳は適切か。 また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	(1)財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。 (2)補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。 (3)補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。 (4)団体に対する指導監督は適切に行われているか。

3 監査対象補助金の交付状況等

(1) 補助の内容

ア 公益社団法人シルバー人材センター

- ・公益目的事業補助金
- ・重点推進事業補助金
- ・法人管理補助金

イ はちおうじ健康づくり推進協議会

- ・健康づくりに関する事業
- ・広報活動

(2) 補助金の交付状況

令和元年度（2019年度）の交付状況については、次のとおりである。

ア 公益社団法人シルバー人材センター

区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金 交付額（円）	主な対象経費の内容
公益目的 事業補助金	102,371,205	36,185,000	人件費、事業費
重点推進 事業補助金	9,175,704	8,300,000	労働者派遣事業、就業開拓専門員及び担当職員による会員の就業拡大事業の実施に伴う人件費及び事業費
法人管理 補助金	3,474,994	3,066,000	役員報酬、法定福利費、旅費交通費、保険料
合計	115,021,903	47,551,000	

イ はちおうじ健康づくり推進協議会

区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金 交付額（円）	主な対象経費の内容
健康づくりに 関する事業、 広報活動	2,742,532	2,202,532	協議会経費、市民健康の日、いちよう祭り、活動発表会
合計	2,742,532	2,202,532	

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいては、監査の対象となった財政援助団体の財政的援助等に係る会計事務及びその他の事務は、当該財政的援助の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ア 公益社団法人シルバー人材センター

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

イ はちおうじ健康づくり推進協議会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(1)	東京都森林組合	恩方農村環境改善センター	産業振興部 農林課
(2)	上川農村環境改善センター 運営委員会	上川農村環境改善センター	
(3)	中日本エクシス株式会社	道の駅八王子滝山	
(4)	株式会社京王設備サービ ス・ジョンソンコントロー ルズ株式会社共同事業体	北野余熱利用センター (あったかホール)	資源循環部 北野清掃工場
(5)	八王子スポーツパーク	運動公園グループ	まちなみ整備部 公園課
(6)	ノースパーク	北部地区公園	
(7)	フレンドパーク北西	北西部地区公園	
(8)	八王子市東北部公園管理 事業共同企業体	東北部地区公園	
(9)	西由木コミュニティパーク	西由木地区公園	
(10)	ひとまちみどり由木	東由木地区公園	
(11)	ニュータウンアーバン ビレッジパーク	八王子ニュータウン地区公園	
(12)	公益財団法人八王子市学園 都市文化ふれあい財団	上柚木公園	
(13)	駒木野庭園アーツ	高尾駒木野庭園	

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の指定管理者及び所管部課が令和元年度（2019年度）に実施した指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているか監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、実査、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
指定管理者	所管部課
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (3)利用料金の設定等は適正に行われているか。 (4)公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。 (5)公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。 (6)公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	(1)指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。 (2)協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 (3)管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。 (4)事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。 (5)利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。

3 指定管理の概要

(1) 恩方農村環境改善センター（東京都森林組合）

ア 指定管理業務の概要

恩方農村環境改善センターは、東京都森林組合が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 施設の管理運営（施設の使用承認を含む。）に関する業務

(イ) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(ウ) 施設等の清掃、整頓その他環境整備に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
恩方農村環境改善センター	下恩方町3247番地2
	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	5,600,183	5,600,183	人件費、事務費、清掃費、修繕費、委託費、公共料金

(2) 上川農村環境改善センター（上川農村環境改善センター運営委員会）

ア 指定管理業務の概要

上川農村環境改善センターは、上川農村環境改善センター運営委員会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 施設の管理運営（施設の使用承認を含む。）に関する業務

(イ) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(ウ) 施設等の清掃、整頓その他環境整備に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
上川農村環境改善センター	上川町925番地1
	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	6,520,433	6,520,433	人件費、事務費、清掃費、修繕費、委託費、公共料金

(3) 道の駅八王子滝山（中日本エクシス株式会社）

ア 指定管理業務の概要

道の駅八王子滝山は、中日本エクシス株式会社が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 道路利用者への休憩の場の提供に関する業務
- (イ) 農産物等の地場産品、飲食物その他の物品を販売するための施設の提供に関する業務
- (ウ) 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- (エ) 市民及び来訪者の交流の促進に関する業務
- (オ) 施設、設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- (カ) 施設の利用承認、不承認、利用承認の取消及び利用の制限に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
道の駅八王子滝山	滝山町一丁目592番地2
	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

市から指定管理料の支払いは行われていない。

(4) 北野余熱利用センター（株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体）

ア 指定管理業務の概要

北野余熱利用センターは、株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 施設の利用に関する業務

(イ) 施設の維持及び修繕に関する業務

(ウ) 上記 (ア) (イ) に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
北野余熱利用センター (あったかホール)	北野町 5 9 6 番地 3
	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 (2 0 2 3 年) 3 月 3 1 日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	153,542,000	153,542,000	人件費、事務費、業務委託費、 公共料金（ガス料金を除く。）
概算払分	4,600,000	3,061,517	ガス料金
合計	158,142,000	156,603,517	

(5) 運動公園グループ（八王子スポーツパーク）

ア 指定管理業務の概要

運動公園グループは、八王子スポーツパークが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 公園内の行為の許可等に関する業務

(イ) 収納事務

(ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査

(エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務

(オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）

(カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
運動公園 北野公園外7箇所	平成30年（2018年）4月1日～ 令和5年（2023年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	49,612,870	49,612,870	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	3,100,000	3,100,000	公園修繕費
合計	52,712,870	52,712,870	

(6) 北部地区公園（ノースパーク）

ア 指定管理業務の概要

北部地区公園は、ノースパークが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
北部地区公園 船森公園外150箇所 中央線以北、かすみ学園通り及び市役所通り以東	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	125,398,406	125,398,406	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	17,000,000	17,000,000	公園修繕費
確定払分	-	1,650,000	災害復旧経費
合計	142,398,406	144,048,406	

(7) 北西部地区公園（フレンドパーク北西）

ア 指定管理業務の概要

北西部地区公園は、フレンドパーク北西が指定管理業務を行っている。
 主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
北西部地区公園 清水公園外186箇所 中央線以北、かすみ学園通り及び 市役所通り以西	平成29年（2017年）4月1日～ 令和3年（2021年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	135,791,000	135,791,000	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	18,166,666	18,166,666	公園修繕費
確定払分	-	3,300,000	災害復旧経費
合計	153,957,666	157,257,666	

(8) 東北部地区公園（八王子市東北部公園管理事業共同企業体）

ア 指定管理業務の概要

東北部地区公園は、八王子市東北部公園管理事業共同企業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
東北部地区公園 六本杉公園外98箇所 中央線以南、国道16号以東（由木地区を除く。）	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	97,731,748	97,731,748	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	10,000,000	10,000,000	公園修繕費
合計	107,731,748	107,731,748	

(9) 西由木地区公園（西由木コミュニティパーク）

ア 指定管理業務の概要

西由木地区公園は、西由木コミュニティパークが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
西由木地区公園 南大沢中郷公園外80箇所 由木地区のうち、都道155号線 以西（長池公園、せせらぎ緑道等 を除く。）	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	114,117,400	114,117,400	人件費、管理運営費、公園維持 管理費、公共料金、その他経費
概算払分	16,827,022	16,827,022	公園修繕費
合計	130,944,422	130,944,422	

(10) 東由木地区公園（ひとまちみどり由木）

ア 指定管理業務の概要

東由木地区公園は、ひとまちみどり由木が指定管理業務を行っている。
 主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 体験学習施設の利用承認に関する業務
- (ウ) 収納事務
- (エ) 管理運營業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (オ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (カ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (キ) 上記（ア）～（カ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
東由木地区公園 長池公園外80箇所 由木地区のうち、都道155号線 以东（長池公園、せせらぎ緑道等 を含む。）	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	131,014,318	131,014,318	人件費、管理運営費、公園維持管理費、自然館維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	18,000,000	18,000,000	公園修繕費
合計	149,014,318	149,014,318	

(11) 八王子ニュータウン地区公園（ニュータウンアーバンビレッジパーク）

ア 指定管理業務の概要

八王子ニュータウン地区公園は、ニュータウンアーバンビレッジパークが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
八王子ニュータウン地区公園 片倉城跡公園外55箇所 西片倉・みなみ野・兵衛・七国の全部、及び大船町・片倉町の一部 （時田公園・大船栃久保ちびっ子公園・大船久保田北公園を除く。）	平成30年（2018年）4月1日～ 令和5年（2023年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	118,234,266	118,234,266	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	10,064,812	10,064,812	公園修繕費
合計	128,299,078	128,299,078	

(12) 上柚木公園（公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）

ア 指定管理業務の概要

上柚木公園は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (エ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (カ) 上記（ア）～（オ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
上柚木公園	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	36,392,620	36,392,620	人件費、管理運営費、公園維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	3,534,280	3,534,280	公園修繕費
合計	39,926,900	39,926,900	

(13) 高尾駒木野庭園（駒木野庭園アーツ）

ア 指定管理業務の概要

高尾駒木野庭園は、駒木野庭園アーツが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園内の行為の許可等に関する業務
- (イ) 体験学習施設の利用承認に関する業務
- (ウ) 収納事務
- (エ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (オ) 公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (カ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕（市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。）
- (キ) 上記（ア）～（カ）に付随する業務に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
高尾駒木野庭園	平成29年（2017年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	24,320,334	24,320,334	人件費、管理運営費、公園維持管理費、旧民家維持管理費、公共料金、その他経費
概算払分	3,016,666	3,016,666	公園修繕費
合計	27,337,000	27,337,000	

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が当該指定管理の目的に沿って行われていることがおおむね、適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

(1) 指定管理者単独指摘事項あり（該当は次表のとおり）

- ・ 中日本エクシス株式会社（道の駅八王子滝山）
- ・ 株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体（北野余熱利用センター）
- ・ ひとまちみどり由木（東由木地区公園）
- ・ 駒木野庭園アーツ（高尾駒木野庭園）

(2) 指定管理者共通指摘事項あり（該当は次表のとおり）

- ・ 八王子スポーツパーク（運動公園グループ）
- ・ ノースパーク（北部地区公園）
- ・ フレンドパーク北西（北西部地区公園）
- ・ 八王子市東北部公園管理事業共同企業体（東北部地区公園）
- ・ 西由木コミュニティパーク（西由木地区公園）
- ・ ひとまちみどり由木（東由木地区公園）
- ・ ニュータウンアーバンビレッジパーク（八王子ニュータウン地区公園）
- ・ 公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（上柚木公園）
- ・ 駒木野庭園アーツ（高尾駒木野庭園）

(3) 指摘事項なし

- ・ 東京都森林組合（恩方農村環境改善センター）
- ・ 上川農村環境改善センター運営委員会（上川農村環境改善センター）

(4) 指摘事項及び指定管理者等一覧表

指摘事項	所管部課			指定管理者										
	産業振興部 農林課	資源循環部 北野清掃工場	まちなみ整備部 公園課	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
				① 中日本エクスシス(株)	② (株)京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ(株) 共同事業体	③ 八王子スポーツパーク	④ ノースパーク	⑤ フレンドパーク北西	⑥ 八王子市東北部公園管理事業共同企業体	⑦ 西由木コミュニティパーク	⑧ ひとまちみどり由木	⑨ ニュータウンアーバンビレッジパーク	⑩ (公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団	⑪ 駒木野庭園アーツ
1 指定管理業務と自主事業の明確化について	○			○										
2 指定管理業務における収支状況の把握について		○			○									
3 体験学習施設の使用料に係る免除手続について			○								○			
4 公園内行為許可及び体験学習施設利用の申請について			○											○
5 指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 公園の使用料に係る免除手続について			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(5) 指摘事項

【1 指定管理業務と自主事業の明確化について】

産業振興部 農林課
(中日本エクシス株式会社)

市は、道の駅八王子滝山（以下「道の駅」という。）について指定管理者制度を導入し、中日本エクシス株式会社を指定管理者として指定し、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までを指定管理期間として道の駅の業務を行わせている。

道の駅の管理に関しては、八王子市道の駅条例施行規則に基づき基本協定（以下「基本協定」という。）及び年度協定等を指定管理者と締結し、当該施設を適正かつ円滑に管理することとされている。

基本協定では、指定管理業務の範囲が定められており、指定管理業務の一つとして、指定管理者は、八王子市道の駅条例に基づき農産物等販売施設、飲食提供施設及び地域交流施設等（以下「施設等」という。）の利用者から申請を受け付け、承認するとともに、利用料金を受け取ることとなっている。また、当該指定管理業務の細目は要求水準書のとおりとしており、要求水準書では、農産物等販売施設及び飲食提供施設については、指定管理者自らが事業者となることも可能である旨が規定されている。

そこで、令和元年度（2019年度）の道の駅の指定管理業務について確認したところ、指定管理者自らが事業者として、農産物等販売施設及び飲食提供施設において指定管理業務とされていない事業（以下「自主事業」という。）を行っているにもかかわらず、利用申請から利用承認、利用料金の納付までの手続（以下「利用手続」という。）が行われていなかった。さらに、地域交流施設においても、自主事業と思われる利用について同様に一連の利用手続が行われていなかった。

所管課に確認したところ、指定管理者に対して指定管理業務と自主事業について募集要項や基本協定等において区分けを明示しておらず、さらに、地域交流施設については、指定管理業務の一環として行う催事と自主事業があることについても特に明示していなかったため、全て指定管理業務の一環として一連の利用手続を行っていないとのことであった。

指定管理業務は、本来自主事業とは区別するべきであり、農産物等販売施設及び飲食提供施設については指定管理者自らが事業者となることも可能と規定されていることから、当該業務は自主事業であり、地域交流施設についても、指定管理業務の一環として行う催事以外は自主事業である以上、それぞれ一般の利用者と同様の手続が必要である。

このように、明らかに自主事業と判断が可能な事業があるにもかかわらず、それを指定管理者に明示していないだけでなく、指定管理業務の一環として行う

催事と自主事業との区分も明確にしていない所管課の自主事業に係る事務処理は、不適切と言わざるを得ない。

については、所管課においては、地域交流施設において指定管理業務の一環として行う催事と位置付けるものについては、客観的に説明が可能な定義や範囲を設け、自主事業と区分ができるよう再度指定管理者と協議し、基本協定書に催事が指定管理業務であることを記載することで当該業務を明確化されたい。また、その上で、自主事業として施設を利用する場合の必要な手続について指定管理者を指導し、適正な施設の管理及び事務手続が行われるよう図られたい。

【2 指定管理業務における収支状況の把握について】

資源循環部 北野清掃工場

(株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体)

市は、八王子市北野余熱利用センター（以下「センター」という。）について指定管理者制度を導入し、株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体を指定管理者として指定し、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までを指定管理期間としてセンターの業務を行わせている。

センターの指定管理については、前回の平成25年度（2013年度）財政援助団体等監査において、指定管理業務に関する直接経費と間接経費が明確に区分されないまま、決算資料を提出している会計処理は適切とはいえず、さらに、事業報告書として提出させている収支報告書の内容が、直接経費と間接経費を確認できないものであるならば、実態を把握できるとはいえないとして、所管課に対して指定管理者が作成する事業報告書は実態把握ができる内容とするよう指導すべきとして意見要望を行った。

これを受けて所管課から、平成26年度（2014年度）の事業報告書から様式を変更し、直接経費と間接経費を明確に区分したことで市が実態を把握できる内容とした旨の通知が提出されたことにより、上記意見要望に対して措置済みとしたところである。

そこで、令和元年度（2019年度）の事業報告書を確認したところ、上記措置前と同様に指定管理業務に関する直接経費と間接経費が確認できない内容の事業報告書となっていた。

そのため、所管課に対して、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの事業報告書を追加で提出を求め確認したところ、平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までは改善した様式で事業報告書が提出されており、指定管理業務における直接経費と間接経費が

区分されていたものの、平成30年度（2018年度）の事業報告書からは直接経費と間接経費が明確に区分されていなかった。

このことについて、所管課に確認したところ、所管課及び指定管理者共に人事異動等に伴う引継ぎが不十分で、過去に指摘された経緯や措置した内容等が十分に引き継がれず、その認識が薄れてしまったため、指定管理者では直接経費と間接経費が明確に区分されていない内容の事業報告書を作成してしまい、また、所管課も経費区分を確認しないまま適正な事業報告書として受け取ってしまったとのことであった。

八王子市指定管理者制度ガイドラインによれば、事業報告書は、当該施設の管理運営状況や住民の利用状況等、指定管理者による管理の実態を把握するとともに、指定管理料の適正性を把握するために重要な資料であることから提出を求めているものである。

については、所管課においては、過去に措置した内容を継続することはもとより、事業報告書の提出を求めている意味を再認識するとともに、指定管理者が提出した事業報告書に不備があるときには、人事異動等により担当者の変更があったとしても同様の指摘や指導をし、適正な指定管理業務が行われるよう職場体制の整備を図られたい。

【3 体験学習施設の使用料に係る免除手続について】

まちなみ整備部 公園課
(ひとまちみどり由木)

市は、東由木地区の市立都市公園（以下「公園」という。）について、共同事業体であるひとまちみどり由木を指定管理者に指定して、公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づきひとまちみどり由木は、基本協定に規定された公園及び体験学習施設の一つである長池公園自然館（以下「自然館」という。）の管理業務を実施している。

八王子市都市公園条例（以下「条例」という。）及び八王子市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）によれば、体験学習施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとし、承認を受けた者は、使用料を納付しなければならないとしているが、市長は、次の要件に該当する場合には使用料を免除することができるとされている。

- (1)利用又は占有が公益を目的とするとき。
- (2)その他市長が特別な理由があると認めるとき。

上記(2)については、所管課において市長決裁により定められており、自然館に係る使用料については、障害者団体が使用する場合のみ免除するとされている。

また、平成28年（2016年）には部長専決により、障害者個人や障害者団体以外の団体が使用する場合についても免除することを決定したが、これは、本来市長決裁とするところであるため有効とは言えないものであった。なお、当該決定では、自然館は適用範囲に含まない内容となっていた。その後、規則改正が行われ、上記(2)については、市内の障害者団体で市長が別に定める要件に該当する団体が利用する場合に使用料が免除されることとなったが、市長が別に定める要件について所管課では定めていなかった。

以上のことから、自然館に係る使用料の上記(2)に関する免除対象は、規則改正前においては障害者団体であったが、規則改正後においては対象が明確に判断できない状況にあると言える。

これを踏まえ、令和元年度（2019年度）の自然館に係る使用料の免除対象について確認したところ、免除対象とはならない団体の使用料が免除されていた。

ひとまちみどり由木は、所管課から配付された公園内行為許可事務の手引（以下「手引」という。）に基づき免除の判断をしており、手引には、上記(2)について障害者個人や障害者団体以外の団体など、規定上認められない事項も認めるとした内容になっていた。

このように、規定上不適正な免除対象の判断がされていることについて所管課に確認したところ、追加した規定が有効なものと思いきよに基づいて免除対象を判断しており、手引についてはいつから現在の内容になっているかは分からないとのことであった。

使用料の免除の判断は、使用料という歳入に影響するだけでなく、利用者にとっても施設の使用に当たり重要な事項である。そのため、その判断基準は使用者の立場を十分考慮した上で、条例、規則等において明確に定めておくことが必要である。

については、所管課においては、使用料の免除が必要な対象を検討、把握し、当該対象が適正に使用料の免除を受けられるように規則改正を始めとした必要な規定整備を行い、当該整備内容に合致するように手引を見直しの上、都市公園に関する指定管理者に周知されたい。また、今後、このようなことが生じないよう、所管課において制度について十分認識するとともに、モニタリングを含めたチェック体制の強化を図られたい。

【4 公園内行為許可及び体験学習施設利用の申請について】

まちなみ整備部 公園課
(駒木野庭園アーツ)

市は、高尾駒木野庭園（以下「庭園」という。）について、共同体である駒木野

庭園アーツ（以下「アーツ」という。）を指定管理者に指定して、庭園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づきアーツは、基本協定に規定された庭園及び体験学習施設の一つである和室及び板の間の管理業務を実施している。

八王子市都市公園条例（以下「条例」という。）によれば、公園内において、物品販売、業としての写真撮影等の行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとし、許可を受けた者は、使用料を納付しなければならないとされている。また、体験学習施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならないとし、その利用に当たっては使用料が徴収されることとなる。

以上のことから、公園内に設置された体験学習施設において物品販売を行った場合、公園内において条例で指定された行為を行っているため、公園内行為の許可（以下「行為許可」という。）及び使用料の納付並びに体験学習施設の利用承認（以下「利用承認」という。）及び使用料の納付が必要ということになる。

そこで、令和元年度（2019年度）の行為許可及び利用承認に係る書類一式を確認したところ、板の間において物品販売が実施された事例について、行為許可の申請は行われていたが利用承認の申請は行われていなかった。

所管課では、行為許可に係る事務手続については、都市公園に関する指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）の統一的な事務処理の執行を図るため、公園内行為許可に係る事務の手引（以下「手引」という。）を作成している。手引では、行為許可と利用承認の両方が必要な場合は、一つの行為に対する許可及び承認のため、いずれか一方の申請を受ければ良いとされている。そのため、アーツでは上記のとおり処理を行っているとのことであった。また、所管課では、所管課が管理する公園については、行為許可と利用承認の両方が必要なことは認識しているとのことであった。

条例に規定されているとおり、公園内で許可が必要な行為をすることと体験学習施設を利用することは別の行為であり、一つの行為であることを理由に、いずれかの許可又は承認のみで認めることは適正な事務処理とは言えない。

については、所管課においては、条例にのっとり手引となるよう修正を行った上で、修正後の手引に基づいて行為許可等の業務を行うよう公園指定管理者に指導されたい。また、手引は、公園指定管理者が行為許可等の業務を実施する上で、基本としている資料なので、今回のように誤った内容を記載しないよう細心の注意を払い作成等に当たられたい。

【5 指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行について】

まちなみ整備部 公園課
(公園指定管理者共通)

市は、市立都市公園（以下「公園」という。）について、指定管理者を指定して、当該指定管理者との間で公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づき指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）は、基本協定に規定された公園の管理業務を実施している。

基本協定では、指定管理者は、市が実施するモニタリングにおいて、八王子市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従うこととされている。

ガイドラインによると、モニタリングは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、市民サービスの向上とコストの節減が図られているかを検証することを目的としている。そして、市では期初、期中、期末のモニタリングを通して、事業計画書の適正性の確認、業務の履行状況の監視・指導等、年度事業実施に対する評価を行い、最終的な総合評価をし、評価結果については、モニタリング実施後速やかに市から指定管理者へ通知し、都度公表することとしている。

指定管理者制度におけるモニタリングの適正な執行については、平成29年度（2017年度）財政援助団体等監査において、評価結果の通知及び公表が複数の所管課で適正に実施されていなかったことから、報告書掲載事項として意見要望が出されている。

そこで、令和元年度（2019年度）の公園指定管理者に対するモニタリングの実施状況を調査したところ、所管課では、モニタリング自体は実施しているものの、公園指定管理者への評価結果の通知については、9団体中3団体に対して総合評価を通知しておらず、また、公表についても、9団体全てにおいて期末モニタリング及び総合評価に関する公表を実施していなかった。

このような状況について所管課に確認したところ、モニタリング実施後、他の業務との折り合いがつかず、公園指定管理者への通知や公表が適切な時期に実施できなかったとのことであった。

しかしながら、モニタリングは、実施することが目的ではなく、市が公の施設の設置者として、施設の運営上の課題を発見し、施設の管理運営にフィードバックし、翌年度以降の施設運営を向上していくことに意義がある。また、その結果、協定内容の履行が確保され、これを公表することにより市民に対する質の高いサービスにつないでいくことにもなる。

については、所管課においては、改めてガイドラインの重要性及び必要性について確認し、モニタリングの目的と趣旨に沿った適正な執行に努め、正しい運用を

図られたい。

【6 公園の使用料に係る免除手続について】

まちなみ整備部 公園課
(公園指定管理者共通)

市は、市立都市公園（以下「公園」という。）について、指定管理者を指定して、当該指定管理者との間で公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、これに基づき指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）は、基本協定に規定された公園の管理業務を実施している。

八王子市都市公園条例及び八王子市都市公園条例施行規則によれば、公園内において特定の行為をしようとする者又は体験学習施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けなければならないとし、許可等を受けた者は、使用料を納付しなければならないとされている。そして、当該使用料は、許可書又は利用承認書（以下「許可書等」という。）を交付するときに徴収するが、市長は、規定された要件に該当する場合には、使用料を免除することができることとされている。以上のことから、使用料の免除の決定は、遅くとも許可書等の交付までには行われていなければならないことになる。

そこで、令和元年度（2019年度）の公園指定管理者が管理している公園の使用料の免除に関する書類を確認したところ、市が免除の決定を行うより前に、使用料を免除した旨を記載した許可書等（以下「免除許可書等」という。）を申請者に交付していた。

免除手続については、公園指定管理者が所管課から配付された公園内行為許可事務の手引（以下「手引」という。）に基づき実施しており、手引では、公園指定管理者は市の代行として使用料減免申請書を受付後、当該公園指定管理者の管理責任者が内容を審査し、問題がなければ申請者に免除許可書等を交付し、その後所管課に報告することとされている。そして、報告を受けた所管課では免除の決定を行い、指定管理者に免除手続完了通知を送付している。

このように、免除許可書等の交付後に免除の決定が行われていることについて所管課に確認したところ、申請者の利便性の向上を図るため、指定管理者制度の導入時から上記の方法で実施しているとのことであった。

確かに、免除の手続を遂行するに当たり申請者の利便性を考慮することは必要だが、所管課が市の歳入に影響する免除事務に関して、事前に何ら確認もせず公園指定管理者に判断を委ねることは適正とは言えず、市が判断の上免除を決定すべきである。本件については、申請者が免除申請を事前に行い、市が免除を決定後に申請者に通知することは十分可能な処理であり、このことにより申請者の

利便性が損なわれるとは言い難い。

については、所管課においては、申請者の手続の効率性及び利便性を配慮の上、規定にのっとりた手続となるよう手引の見直しを行い、それを公園指定管理者に周知するとともに、モニタリング時に確認することにより、適正な免除手続が継続的に執行されるよう図られたい。